成二十九年三月三十一日」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　森山　**裕**
内閣総理大臣　安倍　晋三

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十五号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の表第一号イ中「ロ」を「以下この表」に改め、同表第二号ロ中「もの」の下に「（当該物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより固型化され、又は容器に封入されている場合を除く。）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大**塚**　珠代

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十六号

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）の施行に伴い、並びに毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の七及び第二十三条の八の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二を削る。

第三十四条中「都道府県知事」の下に「（特定毒物研究者の主たる研究所の所在地が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域にある場合においては、指定都市の長）」を加える。

第三十五条第二項中「輸入業者にあつては」及び「販売業者にあつては」の下に「その」を加え、「特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事」を「その主たる研究所の所在地の都道府県知事（その主たる研究所の所在地が、指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長。次条第二項及び第三項、第三十六条の二第一項並びに第三十六条の六において同じ。）」に改める。

第三十六条第二項及び第三項中「製造所」を「その製造所」に、「店舗」を「その店舗」に、「特定毒物研究者の許可を与えた」を「その主たる研究所の所在地の」に改める。

第三十六条の二第一項中「製造所」を「その製造所」に、「特定毒物研究者の許可を与えた」を「その主たる研究所の所在地の」に改め、同条第二項中「都道府県知事」の下に「、指定都市の長」を加える。

第三十六条の三第一項中「都道府県知事」の下に「、指定都市の長」を加える。

第三十六条の四の見出し中「届出」を「主たる研究所の所在地の変更」に改め、同条第一項を次のように改める。

特定毒物研究者は、都道府県又は指定都市の区域を異にしてその主たる研究所の所在地を変更したときは、その主たる研究所の所在地を変更した日において、その変更後の主たる研究所の所在地の都道府県知事（その変更後の主たる研究所の所在地が、指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長。以下この条において「新管轄都道府県知事」という。）による法第三条の二第一項の許可を受けたものとみなす。

第三十六条の四第二項中「都道府県知事は」を「新管轄都道府県知事は」に、「他の都道府県知事の許可を受けた」を「都道府県又は指定都市の区域を異にしてその主たる研究所の所在地を変更した」に、「許可を与えた都道府県知事」を「変更前のその主たる研究所の所在地の都道府県知事（その変更前の主たる研究所の所在地が、指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長。次項において「旧管轄都道府県知事」という。）に改め、同条第三項中「届出が厚生労働省令で定める事項に係るものであるときは、同項の」を「規定による」に、「都道府県知事は」を「旧管轄都道府県知事は」に、「のうち当該」を「のうち同項の」に、「の写しを当該通知した都道府県知事」を「を新管轄都道府県知事」に改める。

第三十六条の六第一項中「は、他の都道府県知事の許可を受けた」を「又は指定都市の長は、主たる研究所の所在地が他の都道府県又は指定都市の区域にある」に、「許可の取消しを適当」を「適当な措置をとることが必要である」に、「当該特定毒物研究者の許可を与えた」を「その主たる研究所の所在地の」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条の九中「第三十六条の八第二項」を「前条第二項」に改め、「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の際現にこの政令による改正前の毒物及び劇物取締法施行令（第三項において「旧令」という。）第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定により特定毒物研究者（毒物及び劇物取締法第三条の二第一項に規定する特定毒物研究者をいう。以下この条において同じ。）から同法第三条の二第一項の許可（以下この条において「特定毒物研究者の許可」という。）を与えた都道府県知事に対してされている特定毒物研究者の許可証（以下この条において「許可証」という。）の書換え交付又は再交付の申請（当該都道府県知事とその主たる研究所の所在地の都道府県知事とが異なる場合又はその主たる研究所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の区域にある場合に限る。）は、それぞれこの政令による改正後の毒物及び劇物取締法施行令（第三項において「新令」という。）第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定によりその主たる研究所の所在地の都道府県知事又は指定都市の長に対してされた許可証の書換え交付又は再交付の申請とみなす。

2　この政令の施行前に特定毒物研究者が特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事から交付され、又は書換え交付若しくは再交付を受けた許可証（当該都道府県知事とその主たる研究所の所在地の都道府県知事とが異なる場合又はその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合に限る。）は、それぞれその主たる研究所の所在地の都道府県知事又は指定都市の長から交付され、又は書換え交付若しくは再交付を受けた許可証とみなす。

3　旧令第三十六条第三項又は第三十六条の二第一項の規定により特定毒物研究者が特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事に対して返納しなければならない許可証で、この政令の施行前にその返納がされていないもの（当該都道府県知事とその主たる研究所の所在地の都道府県知事とが異なる場合又はその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合に限る。）については、新令第三十六条第三項又は第三十六条の二第一項の規定によりその主たる研究所の所在地の都道府県知事又は指定都市の長に対して返納しなければならない許可証についてその返納がされていないものとみなす。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三